

義務付け・枠付けの見直し提案の概要

第16回地域主権戦略会議
(H24.4.27)提出資料

1. 新たな義務付け・枠付けの見直しの位置付け

地方自治体に対する義務付け・枠付けについては、第1次見直しから第3次見直しまでの取組を進めてきており、重点分野を定め、分野ごとに横断的に見直しを行ってきた。2次にわたる一括法に引き続き、去る3月9日、第3次一括法案を国会に提出したところ。

今後とも、残された義務付け・枠付けの見直しに向けて、引き続き取り組んでいくこととし、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、義務付け・枠付けの見直しを検討する。

2. 義務付け・枠付けの見直し提案の概要

第1次一括法附則第47条、地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)及び義務付け・枠付けの更なる見直し(H23.11.29 閣議決定)を踏まえ、次のように、見直し提案を受けての検討を進める。

(1) 提案の方法

地方六団体による提案の取りまとめ

(2) 提案対象

- ・これまでの見直しで対象とならなかった事項
- ・これまで検討したものの見直しに至らなかった事項
- ・新たに設けられた規定等、地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならなかった事項

(3) スケジュール(見込み)

平成24年5月

地方からの提案
受付開始

平成24年7月

各府省に対する
検討要請

平成24年夏～秋

各府省との調整
地域主権戦略会議
での議論

平成24年秋

地域主権戦略会議に報告
要法令改正事項の立案